

〒060-0808
 札幌市北区北8条西6丁目2-23-806
 TEL 011-594-8454
 FAX 011-594-8455
 URL http://tomari816.com
 E-mail info@tomari816.com
 郵便振替口座 02790-1-100850



第31回 法廷だより

2020年2月18日、第31回口頭弁論期日が札幌地裁で開かれました。

大雪のなか 傍聴席はほぼ満員

2020年2月18日午後2時00分より札幌地裁で、第31回口頭弁論期日が開かれました。傍聴席はほぼ満席となりました。

今回の期日では、弁護団から、岩内平野の地形発達史に関する小野有五教授らによる査読付き論文を元に、原発敷地内の断層の活動性が否定されないことを主張するとともに、敷地内断層に関する被告の追加調査に関する状況報告を行う準備書面(41)を提出し、菅澤弁護士が、要点をまとめたプレゼンテーションを行いました。

被告は、原告の準備書面(40)にて主張した事実に対する認否を行う準備書面(18)を提出しましたが、同書面の中で、基準津波が確定していないことや構造変更後の防潮堤の詳細が未定であることを認めました。これは、防潮堤の不備により原発に具体的危険性が存することを認めるに等しい態

度といえます。

また、被告は、裁判所から敷地内断層その他の原告の主張に対する反論を行なうにあたり、審査会合の結果を待つことでのどのような主張立証ができるのかを問われたのに対し、審査結果をまとめた書に基づく主張をすることになる旨述べました。これは、実質的に反論まで数年単位の時間がかかること述べるに等しい内容です。

このような被告の態度に対し、市川弁護士は防潮堤に対し具体的危険性が認められる以上直ちに結審すべきであると主張し、また田中弁護士は被告の主張の時期について、エンド（期限）を切るよう裁判所に強く求めました。

そうしたところ、裁判所は進行について合議し、被告に対し敷地内断層の有無に関する反論は審査会合の結果に関わらず、次回期日までに行うよう訴訟指揮をしました。被告の反論がいつまでになされるかが明確でなかったものが、十分とはいえない

ないまでも、いたずらに審理の長期化を図る被告の態度に対しては明確にノーが突き付けられたことになり、原告にとつては大きな成果であるといえます。



原告意見陳述

原告の意見陳述は、廣谷淳一さんが行いました。被災地の支援プロジェクトを立ち上げるとともに、ボランティアとして宮城県の復旧支援に参加し、原発事故の被害を目的の当りにした立場から、過去に押し進められた原発の絶対的安全性が否定されたこと、経済的にも事故後に不経済性、不採算性が明らかになったことを述べつつ、超極大のリスク

を踏まえ、原発を速やかに廃棄し、歴史の評価に耐える審判を下すよう求めました（意見陳述の内容は2ページ）

弁護団の主張内容

原告準備書面(41)では、小野教授らによる査読付き論文の概要を説明し、同論文が敷地内断層の活動性を裏付けていることを説明しました。

また、被告による敷地内の追加調査として、1号機の北側斜面のボーリング調査が行われたことと、同調査の結果に基づき、被告が上載地層法を適用しつつ、F1断層の上載地層が約33万年前のものであるから、F1断層の活動性は否定される旨主張したこと、これに対しては既の上載地層法の適用ができない旨の小野教授からの反論がなされていることを、現状報告として説明しました。

今後の予定等

次回期日は、令和2年5月19日（火）午後2時00分からです。（なお、次々回は令和2年9月1日（火）午後2時00分と予定されています）

（文責） 佐々木泰平

意見陳述

原告 廣谷淳一

1 原告となった経緯

私は2011年3月11日の東日本大震災当日、当時勤務していた東京都内の農学系大学キャンパスで地震に遭遇しました。震源地から375キロも離れていましたが、震度5弱ですらこの世の終焉を覚悟したほど長く大きな揺れであったことを思い出します。大学では速やかに被災地支援プロジェクトを立ち上げ、津波被災水田に堆積した土砂を取り除かない転炉スラグを施用した除塩方法でその後1000トンの米を収穫するなりました。

2 原発ユートピアの瓦解

1953年に国連総会で米国大統領が全世界に原子力の平和利用を呼びかけました。それは冷戦による核戦争脅威論を覆い隠すためのもので、その目玉が原子力発電でした。これを契機に「夢のエネルギー」原子力発電「のプロパガンダが安全性と経済性を東西の両横綱にみたてて日本を席卷しました。

【1】安全性の破綻

国は国民が原爆被爆を体験したことや、水爆実験で第五福龍丸が被曝したことでの原子力アレルギーを払しょくする一大キャンペーンを長く続けてきました。原子力発電所の安全性については、次のように全国の小中学生を対象に教育が行われていました

原子力発電所の地震対策

「原子力発電所をたてるときは、過去の地震や地質などの調査を行います。その上で、ふつうの地面よりもしっかりと地盤の上に建物をつくりまします。もし地震が起きたとしても、放射性物質がもれないよう、がんにように作り、守られています。また、大きな地震が起きると原子炉が自動的に止まる仕組みもそなえています。」

（小学生向副読本「わくわく原子力ランド」文部科学省／経済産業省資源エネルギー庁より抜粋）

このことが字句通りであれば原発事故は起きませんでした。しかし絶対的安全性は否定されることになり、子供に嘘は教えられないとこの副読本は使用が中止されました。



【2】経済性の破綻

一方、西の横綱である経済性も福島事故後一気に不経済性、不採算性が明らかになりました。原発導入キャンペーンの先頭を走った読売新聞は、1954年の紙面での連載「ついに太陽をとらえた」で次のように記載をしています。

「十キロのウラン二五三はたぶん石炭にして三万四千トン、

ガスに換算すると、人口三百万人、現在の大阪市と名古屋市を合わせたぐらいの都市の住民が毎日飯をたき、フコをわかし、そして一月間はラクラクと生活できるだけのエネルギーを持つているのである。たったリングガの半分ぐらいの大きさのものがそれなのである。」

また、この連載のリードには「電力料二千分の一、原子力発電所を作った場合」という表現もあります。

現在、除染や放射性廃棄物の処理、新規基準の導入による再稼働・廃炉の総額は、原発を保有する北電を含む電力会社11社で13兆円以上と報道されています。そして最終的には電気料金に上乗せされ私たちが支払われることとなります。

3 歴史の評価に耐え得る審判を

裁判での意見陳述が裁判での結果を左右するものでないことを理解した上で裁判長に訴えまします。

原子力の平和利用という衣装をまとい、国策として原子力発電は推し進められてきました。地震大国の小さな国土の我が国に現在57基もの原発があり、その三つが現在停止中の泊原発です。北電は再稼働させようと

していますが、非常用ディーゼル発電機が9年間接続不良状態であったことや放出している放射性廃棄物の量を31年間少く報告するなどしています。「かつての名門企業語るに落ちた」とはこのことです。たかが経済活動の発電の一手法が私たち道民の生命や暮らしの安全安心に勝るといふ論拠はどこにもないのではないのでしょうか。

ユートピアでスタートして六十年、国民は時間と共に原子力発電の内実を知り、福島の実を見ることが現在の世論があると思えます。「世界最高レベルの規制基準」と言う規制委員会ですが、その指標も一か月前の四国電力伊方原発3号機の抗害審では「地震、火山のリスク評価不十分」として広島高裁はその運転を認めませんでした。

私達が子孫に核廃棄物を残さないという倫理をもつなら原発に中庸ということはないのです。事故の確率は極小でも、リスクは超極大であることを福島第一原発事故が証明して見せました。北海道そのものの崩壊につながりかねない旧式テクノロジである原子力発電を速やかに廃棄すべきです。

裁判長におかれましては是非、歴史の評価に耐え得る審判を下されますことを願い意見陳述といたします。

私たちの弁護士

Vol.6 佐々木泰平 弁護士

泊原発裁判弁護団の献身的な活動は、活動実費以外は完全無報酬で、泊原発を廃炉にしたいという信念の下、裁判を進めています。こうした弁護団を構成する弁護士の姿を紹介합니다。

泊原発弁護団に加入した動機は？

成り行きです。札幌弁護士会の公害環境委員会の帰りに、当時の委員長であった市川先生と同じ方向に向かつて歩きながら雑談をしてい

た際、話の流れで勧誘され、二つ返事で加入することになりました。色々誤解されそうなのでもう少し



佐々木 泰平 弁護士

忘れられない裁判は？

自分が弁護士登録をして約2年経ったころに起きた出来事について、お話ししようと思います。文字通りの意味での裁判ではないた

め表題に反するのですが、この項目の趣旨としては、自分が弁護士として関わった活動の中で印象に残った案件のご紹介ということだと思

いますので、大目に見ていただければ幸いです。また、先出ししてしまつと自分の失敗談のような

ものですので恥ずかしい話なのですが、自分の人となりの紹介であるろうと思

いますので、印象に残っています。のルートを通じて、従業員と入所者の受け入れ先を探したり、規模

の大きな社会福祉法人と交渉するなどしたもの、経営会社の危機状況が従業員や入所者・通所者

に対して直前まで隠されており、その結果明るみに出たタイミングが遅きに失ったことが響いて、結局

趣味を紹介してください

中高野球部、大学水泳部で冬の間はスキーに勤しむなど長く体育会生活を送ってきましたが、体育

まさかはずりつてくる 北海道原子力防災訓練に思う

道庁のホームページで防災情報を見た。「まさかはずりつてくる」の文字が目

に飛び込む。総務部危機対策課が道民に訴えている。「地震・津波はいつ、どこで起こるか

わかりません」と。そこで、自分の命を守るために、常日頃から備えをしつかりしま

しよつ、というのだ。なるほどその通り。泊原発の直下や周辺も例外ではない。自然災害が起きると何処

よりも厄介だ。原発事故を誘発するかもしれない。重大事故になり、環境に放射性物質が飛び散ることも考えられ

る。原子力複合災害は、個人で命を守る域を越えている。それに備えて行われるのが、北海道原子力防災訓練

ではなかったのか。今年の訓練は、意思決定訓練(2/6)と住民避難を



医療チームを集め、防護服、マスクなどの着脱、特に脱ぎ方の指南と実演。

所属事務所 たいへい法律事務所 〒060-0062 札幌市中央区南2条西12丁目324-4 ネスト南2条2F TEL011-211-0057 FAX011-211-0067

論評

伊方原発3号機広島高裁決定について

泊原発の廃炉をめざす会弁護団 事務局長 菅澤紀生



2020年1月17日
広島高裁決定

「このところ国の審査が終了し変更許可が出てしまうと、裁判所の仮処分でこれを覆すのはかなり厳しいという状況が続いてきた中、久しぶりの住民側勝利の決定が広島高裁で出た。定年間際の裁判官による決定ということがクローズアップされるのが悲しいところでもあり、他方で最高裁人事のことを考えなければ、このような意思を持った裁判官がいるということ、勇気づけられるともいえる。」

愛媛県の佐多岬

愛媛県の佐多岬半島という四国の左肩に飛び出た細長い半島の付け根に、四国電力の伊方原発はある。険しい岬が続く半島で、斜面にはみかん畑が張り付き、尾根には風車が並ぶ。昨年私は、縁あって愛媛県宇和島市から福岡県への移動のためランボルギーニ(一)に乗せてもらい、佐多岬の先端の三崎港から対岸の大分県の佐賀関



までフェリーに乗った(31km、70分)。佐賀関は、関サバ、関アジで有名であるが、当然に愛媛県側でも同じ美味しい魚が食べられる。

この地は、原発の安全性が裁判所で争われる原発裁判の発祥の地でもある。いわゆるかつての「伊方原発訴訟」は1973年8月に周辺住民が設置許可の取消しを求めて松山地方裁判所に行政訴訟を提起したものであり、1992年10月29日、最高裁が上告を棄却し、住民側敗訴が確定した。提訴から確定まで20年近くもの年月が経っていることに改めて驚く。この判決は、原発の安全性についての唯一の最高裁判決であるため、行政訴訟とはいえ、未だに全ての原発訴訟に影響力を持っている。

複数の仮処分申立

2011年福島第一原発事故後、伊方原発の差止訴訟(本訴)は、まずは地元の松山地裁で提訴され、これは現在も同地裁に係属中である。新規規制基準に応じた伊方3号機の許可変更申請の適合性審査は、2015年7月15日と比較的早く終了し、変更許可が出た。そうすると差止訴訟本訴が続

いていても四国電力は稼働させてしまう。そこで、裁判所で仮に止める命令を得ようとするのが、仮処分である。仮処分は、松山地裁だけでなく、広島地裁、大分地裁、山口地裁岩国支部で起こされた。地図で確認すると伊方原発はちょうどこれらの地裁の真ん中にあることがわかる。

各地裁決定は全て、国の基準に不合理な点はなく、その判断にも過誤、欠落はないとして、住民側の請求を退けた。このうち広島地裁決定の抗告審である広島高裁2017年12月13日決定は、国の審査は阿蘇山の火砕流の影響の評価の点で立地評価の違法があると、仮の差止めを認めた。しかし、その後、これの異議審である広島高裁2018年9月25日決定は、四国電力による保全異議を認め、再び住民側の請求を退けた(複雑ですな)

今回の広島高裁決定の立証責任論と新たな視点

山口地裁岩国支部の抗告審が今回の2020年1月17日広島高裁決定である。決定の評論は、雑誌「世界」2020年3月号掲載の井戸謙 弁護士(志賀原発を止めた元裁判官)「原発のリスクを確認した司法判断―伊方原発運転差止め仮処分」が秀逸である。

井戸弁護士は、行政訴訟である伊方最高裁判決の枠組みを民事訴訟に転用した伊方判決転用方

3.11 後の伊方原発をめぐる主な訴訟の経過

		地裁		高裁		高裁(異議審)	
松山	本訴		松山地裁 係属中				
	仮処分	2018.7.21	松山地裁 ✕	2018.11.15	高松高裁 ✕		
広島	本訴		広島地裁 係属中				
	仮処分	2017.3.30	広島地裁 ✕	2017.12.13	広島高裁 ○	2018.9.25	広島高裁 ✕
大分	本訴		大分地裁 係属中				
	仮処分	2018.9.28	大分地裁 ✕		福岡高裁 係属中		
山口	本訴		山口地裁 岩国支部 係属中				
	仮処分	2019.3.15	山口地裁岩国支部 ✕	2020.1.17	広島高裁 ○		

○住民側勝訴(運転差止)
✕住民側敗訴(運転認める)



の無を判断するに当たり、その理念ないし精神に則った解釈適用が必要となることは否定できない。「ある問題について専門家の間で見解が対立している場合には、支配的・通説的な見解があるという理由で保守的でない設定となる見解を安易に採

式には2つの考え方があり、伊方最高裁判決の趣旨から、住民側が一定の疎明をすれば、事業者側で具体的危険が存在しないことを相当の根拠、資料に基づき、主張、疎明しなければならぬとするのはどの判決、決定も共通する。問題はその先である。一つには女川原発訴訟判決(1994年1月31日)のように、人格権侵害の具体的危険がないことの立証責任を一時的には電力事業者側に負わせるとしながら、その立証事項を法令に従って設置運転されていること等と矮小化し、具体的危険があることの最終的な立証責任を住民側に負わせているもの(旧伊方判決転用方式)がある。もう一つは、川内原発の福岡高裁宮崎支部決定(2016年4月6日)に代表されるように、事業者側に、国の審査基準に不合理な点がないこと、審査

基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないこと、その調査審議過程に過誤、欠落がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証させて、最後まで事業者側に立証責任を負担させる考え方である(新しい伊方判決転用方式)。もっとも、この新しい枠組みによっても、国の基準や審査過程への裁判所の信頼の壁は厚く、国の審査が終了した原発の仮処分において、住民側の負けが続いてきた。

今回の決定は、新しい伊方判決転用方式の枠組みによりつつも、以下のような新たな視点、慎重な判断姿勢を付言した。「発電用原子炉施設について、福島事故のような過酷事故は絶対起こさないと意味での高度な安全性を要求すべきである」という理念は尊重すべきものであり、「具体的危険性の有無を判断するに当たり、その理念ないし精神に則った解釈適用が必要となることは否定できない」。

用することがあつてはならない」(決定文10~11頁)
井戸弁護士は、今回の決定は、四国電力による「事業者は規制委員会から所要の許認可を受けるなどして現在の安全規制の下での設置及び運転がされていることを主張、疎明すれば足りる」という旧伊方判決転用方式の考え方を明確に退け、裁判官がどちらか判断がつかない場合に、原発の場合は安全側に考えるべきという市民の常識を反映した決定であると評価する。



佐多岬半島沿岸の活断層

具体的によつた立証責任の考えが表れた論点は、佐多岬半島沿岸の活断層の問題と、火山の影響評価の問題である。

四国電力は、自ら行った海上音波探査等の調査により活断層は存在しないと従前より主張してき

た。国の規制委員会の審査もこれを了承し2015年7月には許可を出した。他方で、地震調査研究本部地震調査委員会が2017年12月19日に公表した「中央構造線断層帯長期評価(第2版)」では、「佐多岬半島沿岸の中央構造線については現在までのところ探査がなされていないために活断層と認定されていない。今後の詳細な調査が求められる。」と記載されている。裁判では四国電力の調査結果を肯定する専門家の意見書と否定する専門家の意見書が提出された。こうなると裁判所がよつて立つのは立証責任論である。今回の決定は、「長期評価」の記載に鑑み、十分な調査をしたという四国電力の主張を容れず、四国電力の申請を問題ないとした国の規制委員会の判断に過誤ないし欠落があると断じた。

まさに、上記の新たに加えられた視点、慎重な解釈姿勢に則った判断であるといえる。

四国電力の資料を検討したわけではないが、泊原発のことを考えてみれば、電力事業者による活断層の調査は不備が多いことは想像に難くない。北海道電力は、長年、積丹半島沖の活断層を無いものとした調査結果を国に示し、設置許可、運転許可を得て運転してきたが、ここ数年の国の審査では、海底活断層が存在することを前提としたシミュレーションを強いられる。音波探査の結果の評価は、専門家の間でも分かれるのである。

火山の影響評価について

火山の論点については前提が難解で、火山ガイドの変更もある中で、紙面の都合上、詳しく解説できない。今回の決定は、阿蘇山の最後の巨大噴火(阿蘇4噴火)について到達可能性を否定できないとしつつも、立地評価の点では、立地不適とするのは社会通念に反するとして、住民側の主張を退けた(2017年12月広島高裁決定との違い)。それでも、影響評価の点では、これに準ずる規模の噴火を想定すべきであり、四国電力の想定は過少で国の判断も不合理であるとした。

裁判外でも声を上げる

やはり、裁判官が原発訴訟において立証責任をどう考えるのか、これが決め手である。また、訴訟を進めるのか、国の判断を待つのか、このよつた訴訟進行も裁判官次第である。「裁判官も人である」という題名の本が出版されている。やはり、世間の意識が原発にどう向いているのか、アブナイからもう要らないと言っているか、もうフクシマは起こらない、と言っているのか、聞かないようにしても耳に入っている。

本決定を受け、日常的に、原発について意見を述べ、異なる意見の人たちとも意見交換をしていくことも重要だと改めて思った次第である。



～「核」を絵筆でぬりつぶせ ペンでかきあらためよ～

普段の言葉で

村本 慶子

チェルノブイリの原発事故を覚えていますか。

1986年4月26日ウクライナソビエト社会主義連邦共和国のチェルノブイリ原子力発電所4号炉が爆発した事故です。

この事故は、日本では他国の出来事として扱われ、国のエネルギー政策に大きな影響を与えませんでした。しかし社会には強い衝撃を与え、日本各地で様々な取り組みが行われました。私の住む北海道でも毎年チェルノブイリの子供たちを招待し、新鮮な空気を吸ってもらう運動が続いたのです。30年経った今も現地では、地盤を広範囲にわたりコンクリートで固め、近づけない状態にしていますが、周辺では放射線が飛散し続けたままで手のつけようがなくなつた状態が続いています。

そんな中、日本でも2011年3月11日 東日本大震災が起き、東京電力福島第一原子力発電所が大きく崩壊する事故になってしまいました。あれから9年、何の改善、前進のないまま、各地の原発の再稼働がすすめられようとしています。日本全域に活断層が走っており、全国どこもこの原発も危険な地層の上に立地しているのです。

私たちは声をあげなければいけないのではないのでしょうか。私は私自身の表現手段である「書」で、私自身の思いを今回の作品に描き上げました。それもウォッチワードではなく「普段の言葉」です。



『蝦夷富士』
蝦夷富士の麓の風も温りて
桜前線日々に近づく
歌会始めに入選した
喜茂別の方の和歌
雄大な北海道を紹介した作品



『命の根源』
命の根源は誰もが安心して使える水
生活の基盤である水を守る



『豊饒の大地』
豊饒の大地 次世代に続く
この豊かな自然を汚すことなく未来の子供たちへ

村本慶子プロフィール
1954年、札幌市生まれ。
北海道書道展 会友
毎日書道展 会友
創玄書道展 審査会員

すべて原発のない北海道に必要なものばかりです。これからも自分の思いを書の作品として多くの方々に届けたいと考えています。

第32回 口頭弁論のお知らせとお願い

第32回 口頭弁論

2020年5月19日(火) 14:00～
札幌地裁(札幌市中央区大通西11丁目)

集合 13:20 大通公園西11丁目

集会 13:50～ 傍聴抽選に外れた人対象

報告会 口頭弁論終了後～16:00

会場 北海道高等学校教職員センター
(札幌市中央区大通西12丁目)

私達が泊原発の廃炉を求めて札幌地裁に提訴してから8年が過ぎました。何年も動きの感じられない口頭弁論がつづきましたが、ここに来て裁判官、原告、被告のやりとりも俄に熱気を帯びてきています!

その一方で口頭弁論への参加者数が減りつづけ、前3回は傍聴席の抽選にいらざらず抽選そのものがなくなってしまいました。

『裁判官も人である』、裁判官が規制委員会の審査結果を「是」としない判決を書くのは勇気のいることで、市民の声と運動が後押しとなります。

傍聴席の抽選を再開し、法廷を満席にし、私達の廃炉をめざす真摯な思いが世論であることを裁判官に示しましょう!

樋口英明氏講演会延期のお詫び

1945年3月10日 東京下町大空襲 死者10万人以上
1954年3月1日 ビキニ環礁での水爆実験で第五福竜丸の乗組員が被曝

2011年3月11日 東日本大震災と福島第一原発事故
忘れてはならないこれらの日が今年も廻ってきましたが、鎮魂と記憶を新たに作る行事がCOVID-19騒ぎで次々とキャン

セルされてしまいました。
泊原発を再稼働させない北海道連絡会(廃炉の会は幹事団体の1つ)が開催を予定していた3月7日樋口英明氏(元福井地裁裁判長)の講演会「わたしが大飯原発をとめた理由」もその一つです。樋口氏の話の聞けるように再度、開催を検討しますので、楽しみにしててください。